訪問介護の運営規程

ユナイテッドケアサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 K ブリッジが開設するユナイテッドケアサービス(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の 事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事 業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある 高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般に わたる援助を行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 要介護者・家族を含め、介護に携る全ての関係者の方々に安心・信頼されるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ユナイテッドケアサービス
- ② 所在地 岐阜市加納清水町1丁目43

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資 格	備考
管理者	介護福祉士	訪問介護員兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	訪問介護員兼務
訪問介護員等	看護師	
	介護福祉士	訪問介護員
	ヘルパー2級	訪問介護員

(1)管理者(訪問介護員兼務) 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2)サービス提供責任者(訪問介護員兼務) 3人以上サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な 業務等を実施すること。

(3)訪問介護員等 常勤換算 3 人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365 日
- ② 営業時間 24 時間
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
 - ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業所の実施地域を越える地点から、30円/km
 - ② 買い物等を行う際に自動車を使用した場合、30円/km
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、笠松町、岐南町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第9条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 K ブリッジと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第10条 提供した指定訪問介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第11条 本事業所は、いかなる場合にも、自分の地位や立場を利用して性的な関係を強要する(セクシャルハラスメント)、上位の職員が下位の職員に対して、精神的な圧力をかけたり、不平等な労働を強要することを固く禁ずる。

2 ハラスメント防止に関する事項は「就業規則」を作成し、遵守するものとする。

(虐待の防止)

第12 条 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(衛生管理等)

第13条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

附 則 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

平成 22 年 12 月 1 日より改正する。 平成 23 年 2 月 1 日より改正する。

平成23年4月21日より改正する。

平成 24 年 11 月 15 日より改正する。

平成 25 年 3 月 8 日より改正する。

平成 25 年 6 月 1 日より改正する。

平成 26 年 1月1日より改正する。 平成 26 年 6月1日より改正する。

一次20十 0月1日より改正する。

平成 26 年 7月1日より改正する。 平成 26 年 8月1日より改正する。

平成26年8月5日より改正する。

平成 26 年 10 月 1 日より改正する。

平成26年12月 15日より改正する。

平成27年2月1日より改正する。

平成27年2月 16日より改正する。

平成27年5月1日より改正する。

平成27年6月1日より改正する。

平成27年6月 12日より改正する。

平成27年8月1日より改正する。

平成27年8月21日より改正する。

平成27年9月21日より改正する。

平成27年11月 4日より改正する。

平成28年1月1日より改正する。

平成28年4月1日より改正する。

平成28年5月3日より改正する。

平成 28 年 5 月 21 日より改正する。

平成28年6月16日より改正する。 平成28年7月1日より改正する。 平成28年8月1日より改正する。 平成28年9月1日より改正する。 平成 28 年 10 月 20 日より改正する。 平成28年12月1日より改正する。 平成30年4月1日より改正する。 平成30年4月1日より改正する。 令和 元年9月1日より改正する。 令和 元年 10月 15日より改正する。 令和 元年11月1日より改正する。 令和2年9月1日より改正する。 令和2年11月1日より改正する。 令和2年12月1日より改正する。 令和3年2月9日より改正する。 令和3年8月1日より改正する。 令和3年11月19日より改正する。 令和4年4月1日より改正する。 令和5年4月1日より改正する。